



1月のお知らせ



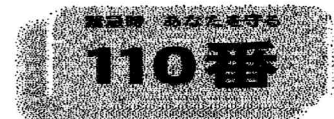
110番通報の適切な利用

< 110番 = 緊急通報 です。 >

通報の中には、「いたずら、無応答、番号間違い」が約3割含まれており、真に助けを求められる方からの110番通報の妨げとなっています。その他、緊急性のない要望・相談などの場合は、相談ダイヤル「#9110」をご利用ください。

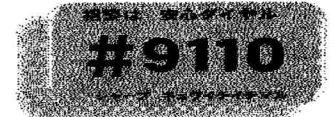
事件・事故の被害にあったり、目撃したときなど警察の緊急な対応が必要な場合は、ためらわず110番通報してください。

○ 事件や事故にあった・見たときは



○ 要望や相談など、緊急性がない場合は

※ ダイヤル回線・IP電話ではご利用いただけません。



上記の場合は「0742-23-1108」をご利用ください。



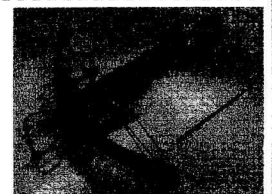
クロスボウは所持禁止となります！

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）※改正法は、令和4年3月15日に施行されます。

○ 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは？

引いた弦を固定し、これを解放することによってを発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。



○ 自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月の間(令和4年9月14日まで)に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。

(令和4年9月14日までにこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)

○ 具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)



詐欺にあわないための合い言葉
渡すなキャッシュカード！教えるな暗証番号！



1月10日は110番の日

警察では、110番通報の適切な利用を促進するため、昭和61年より毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報の適切な利用を呼び掛けています。

110番は、事件・事故など、警察に緊急通報するための専用電話で、その回線数にも限りがあります。緊急ではない相談事などに110番を使用されますと、事件・事故の際に110番がかかりにくくなってしまいます。

緊急ではない相談事は **＃9110 を利用してください。**

正しい分けよう!
2つの110番



相談・心配ごとなど→＃9110

事件事故などの通報→110番